

【資料1】

令和6年度（2024年度） 第1回越谷市地域包括ケア推進協議会

目 次

ページ

3. 議事

（1）越谷市における地域包括ケアシステムの構築について

① 地域包括ケア推進協議会について	1
② 地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取組について	3
(1)地域ケア会議について	5
(2)介護予防日常生活支援・総合事業について	6
(3)生活支援体制整備事業について	7
(4)在宅医療・介護連携の推進について	8
(5)認知症施策の推進について	12

【参考】

① 越谷市地域包括ケア推進協議会条例	20
② 越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱	22

（1）越谷市における地域包括ケアシステムの構築について

① 越谷市地域包括ケア推進協議会について

越谷市地域包括ケア推進協議会は、地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、市長の附属機関として設置する。

○組織（越谷市地域包括ケア推進協議会条例第3条）

協議会は、委員16人以内で組織

委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱

- （1）医療関係従事者
- （2）介護関係従事者
- （3）学識経験者

○委員の任期（越谷市地域包括ケア推進協議会条例第4条）

委員の任期は、3年

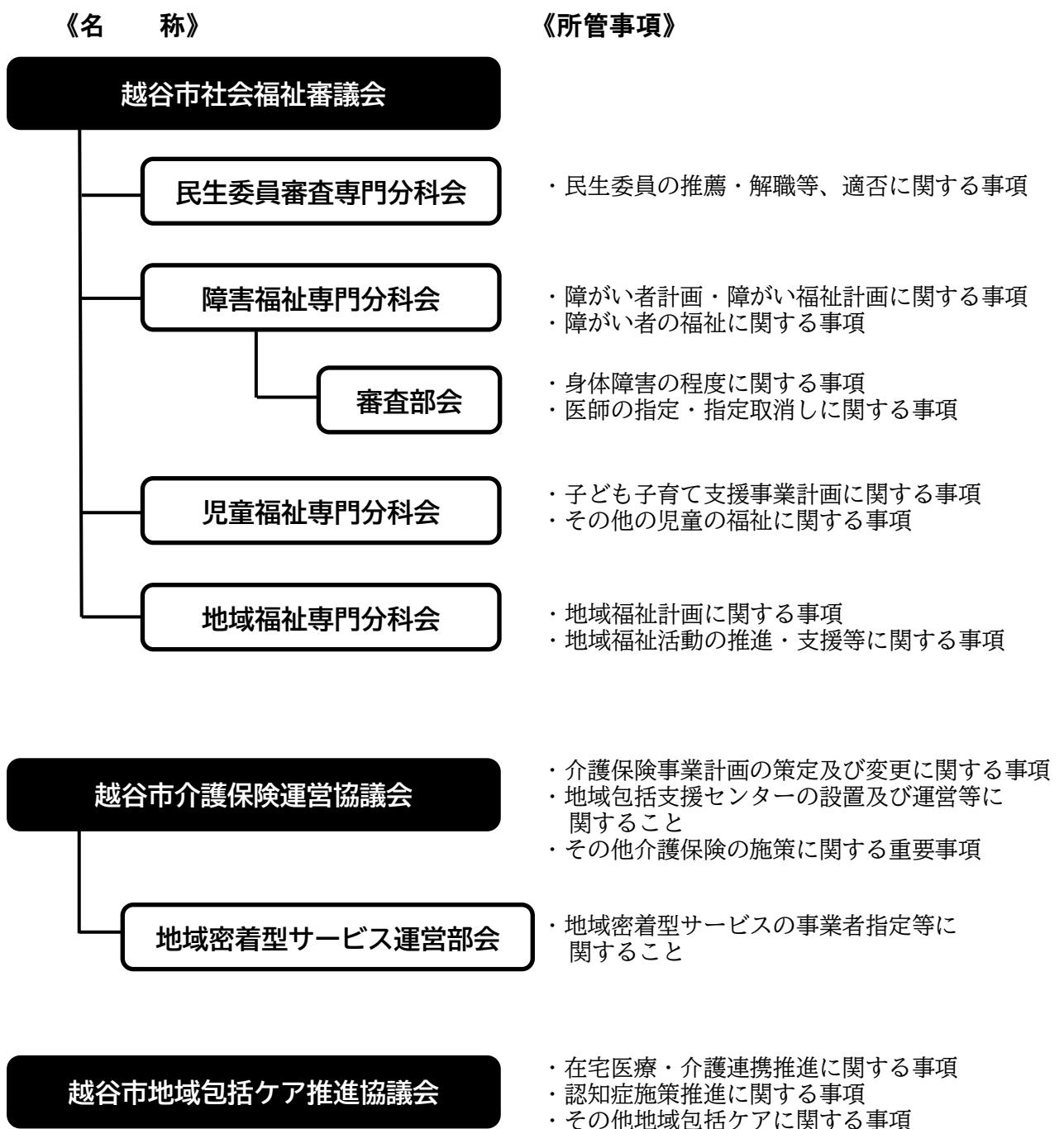
○審議事項（越谷市地域包括ケア推進協議会条例第2条）

- （1）在宅医療・介護連携推進に関する事項
- （2）認知症施策推進に関する事項
- （3）その他地域包括ケアに関する事項

○公開と傍聴

「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」では、審議会等の運営の透明性及び公平性を確保するため、審議会等の会議は原則公開としている。また、会議の開催結果については、会議録を作成し、公表する。

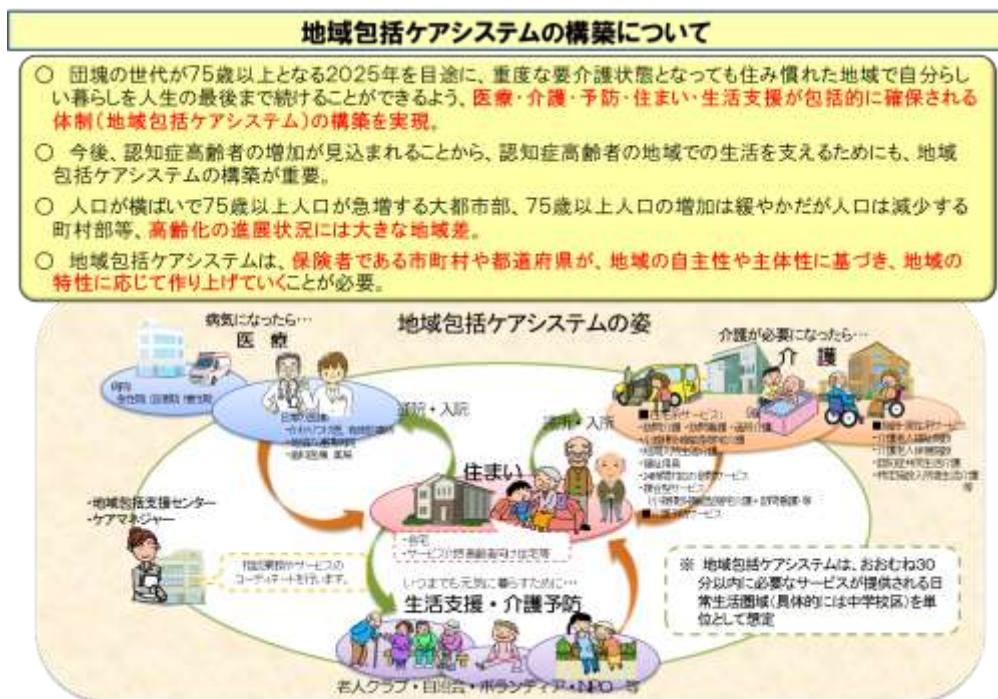
○福祉分野の他審議会との関係



② 地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取組について

○ 地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。



○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険制度改正 (H27.4月)

介護保険制度における新たなサービス等の導入の経緯

平成26年改正（平成27年4月等施行）

導入サービス	導入理由
地域支援事業の充実	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように地域包括ケアシステムを構築するため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させるよう、以下の取組を新たに地域支援事業に位置づけ。 ①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域包括ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	一人暮らし高齢者等の急速な増加や家族の介護力の低下等により、生活支援サービスへのニーズや高齢者の社会参加の必要性が高まっていることを踏まえ、従来の介護予防・日常生活支援総合事業を発展的に見直し、予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業へ移行。
特養の入所者重点化	特養の新規入所者を原則要介護3以上に限定し、在宅生活が継続困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化。 軽度（要介護1・2）の要介護度の入所について、やむを得ない事業により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合に、市町村の判断の下、特例的な場合に限定。

※社保審-介護給付費分科会第176回（R2.3.16）資料1を一部改変

○本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政サービスはもとより、専門職によるサービスの充実など、住まい・医療・介護・予防・生活支援に関する幅広いサービスの充実が必要です。

平成27年4月の介護保険法改正により、在宅医療・介護連携などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付が地域支援事業に移行されるなど、新たに5つの事業が位置づけられました。

【H27.4の法改正により位置付けられた事業】

事業名	概要	始期
地域ケア会議推進事業 (法第115条の45第2項4・6号)	地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めることを目的としている。	H27.4
介護予防・日常生活支援総合事業 (法第115条の45第1項)	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」により構成される。	H28.3
生活支援体制整備事業 (法第115条の45第2項第5号)	生活支援コーディネーターの配置等を通じて、地域に不足するサービスの創出などの資源開発や関係者間の情報共有のためのネットワーク構築等を行うことにより、生活支援サービスの充実を図るための体制整備を行うもの。	H27.4
在宅医療・介護連携推進事業 (法第115条の45第2項第4号)	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携の推進を図る。	H27.4
認知症総合支援事業 (法第115条の45第2項第6号)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応等の支援体制の構築や認知症に関する相談対応や研修等を行うことにより、認知症の方が住み慣れた地域で生活できるよう支援を行う。	H27.4

(1)地域ケア会議について

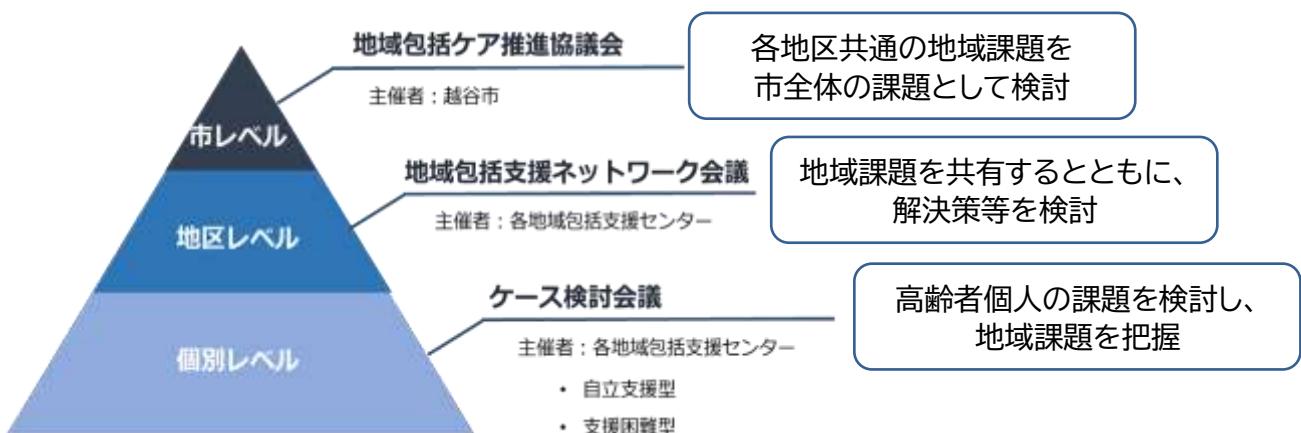
地域における包括的・継続的なケア体制の構築のために、医療や介護の専門職、民生委員、地域住民等を構成員とし、個別のケース検討や地域課題の把握等を行う、地域ケア会議を実施している。

【地域ケア会議の5つの機能】

個別課題解決機能	・多職種の多角的視点に基づく、高齢者の課題解決の支援 ・このようなプロセスを通じて、出席者の課題解決能力の向上
地域包括支援ネットワーク機能	・課題解決に向けた関係機関の具体的な連携の強化
地域課題発見機能	・個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた高齢者等の把握による 解決すべき地域課題の明確化
地域づくり・ 資源開発機能	・抽出された地域課題に対し、課題解決に必要な社会資源（インフォ ーマルサービス、地域の見守りネットワーク等）の開発
政策形成機能	・市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能

【本市における地域ケア会議の構成】

越谷市における地域ケア会議は、1つの会議ですべての機能を果たすものではなく、個別・地区・市全体のレベルごとの3つの会議を実施する。



① 支援困難型ケース検討会議（平成27年度～）

支援を必要とする高齢者等の健康状態、経済状況等をふまえた具体的支援策などを検討する。

② 自立支援型ケース検討会議（令和元年度～）

介護認定に結びついている者で比較的軽度な者の状態改善、あるいは重度化を防止するための支援方法を検討する。

(2)介護予防・日常生活支援総合事業について

① 介護予防・生活支援サービス事業

平成26年の介護保険法改正前の予防給付のうち、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」については、全国一律の基準に基づく仕組みから、市町村の実情に応じた取り組みが可能な地域支援事業に移行されました。これに伴い、各市町村では、既存の訪問介護・通所介護事業所によるサービス提供（現行相当サービス）に加えて、多様な事業を行うことができるようになりました。

○当市で実施している介護予防・生活支援サービス事業

	現行相当	サービスA (基準緩和型)	サービスB (住民主体型)	サービスC (短期集中予防)
サービス内容	介護給付と同様のサービス	現行相当と比較して、身体介護等を除いたサービス		旧介護予防事業の二次予防事業に準じたサービス
サービス提供者	指定事業所の従事者（専門職）	主に雇用労働者・ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職
提供主体例	指定事業所	指定事業所 シルバー人材センター	自治会・老人クラブ NPO・ボランティア団体	市町村 運動系事業者
基準	給付と同様	人員等の基準を緩和したサービス	個人情報の保護等最低限の基準	内容に応じた独自の基準
事業所数等 実施状況	訪問型 63か所 通所型 101か所	訪問型 3か所 通所型 7か所	訪問型 5か所 通所型 13か所	通所型 2か所 リハビリテーション天草病院、 介護老人保健施設 憶いの里 の2か所に委託

② 一般介護予防事業

リハビリテーション専門職を活用し、地域で自立支援に資する取り組みを推進するとともに、住民主体の「通いの場」を充実させて、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。要介護認定の有無に関わらず、すべての高齢者が対象となります。

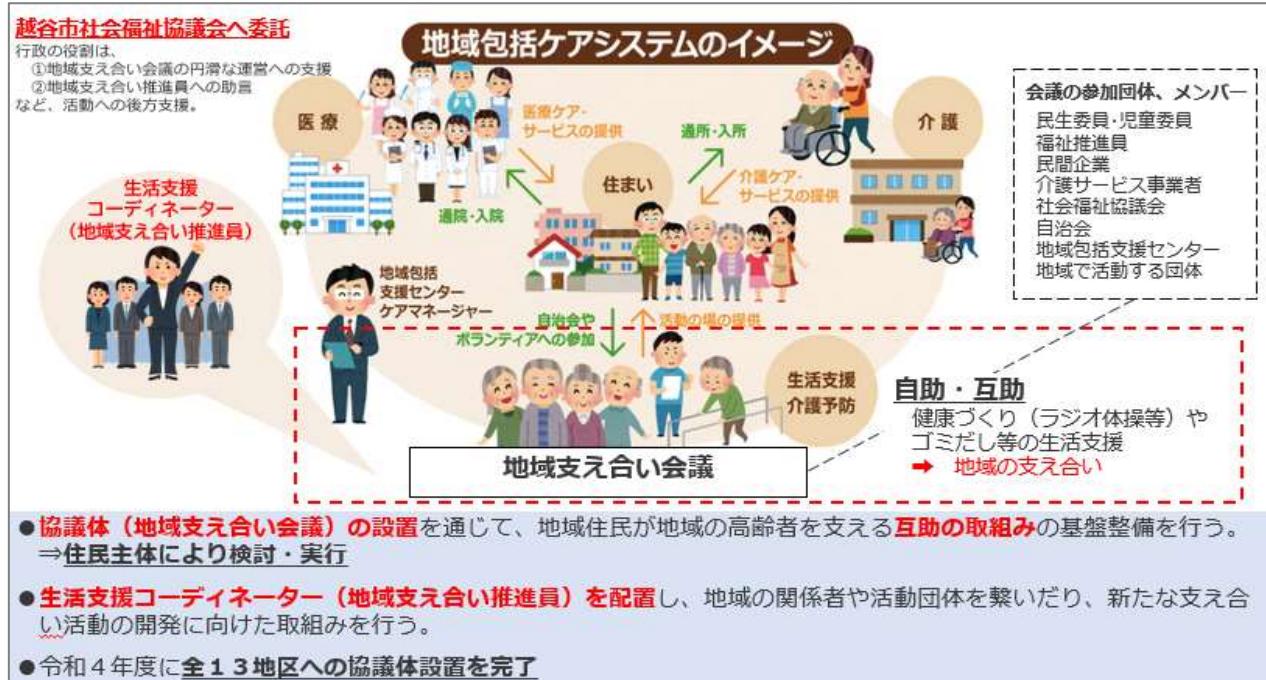
○当市で実施している一般介護予防事業

事業名	事業概要	令和5年度実績		
1 介護予防リーダー養成講座 ・プラスシャアップ講座	地域における介護予防に資する住民主体の通いの場（介護予防リーダー養成講座を受講し、立ち上げた自主グループ、以下、「通いの場」という）等の活動をより効果的・効率的に支援するために、介護予防活動の中心となるリーダー（ボランティア）を養成する。また、リーダーに必要な知識・技術を高めるとともに、リーダーの介護予防活動への意欲を高めることを目的とする。	開催回数	11 3 者数	20 155
2 住民主体の介護予防活動 (通いの場) 評価事業	通いの場の参加者の体力測定、健康状態のチェック等を行い、通いの場に参加する高齢者の状態（IADL等）を把握し、評価することで継続して介護予防に取り組むことを支援する。	訪問団体数	12 参加者数	512
3 専門職の介護予防出張講座	地域における住民主体の介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場へ専門職を派遣し、介護予防の知識・技術を提供するために実施する。	開催回数	57 参加者数	1,146
4 お口と栄養と運動の元気塾	高齢者に対して運動器の機能向上、口腔機能向上、低栄養改善を目指した総合的な支援を行い、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。	開催回数	24 参加者数	59
5 認知症予防体験セミナー	地域において、高齢者が積極的に認知症予防に向けて取り組めるよう知識の普及、啓発を図ることを目的として実施する。	開催回数	2 参加者数	118
6 心の健康講座	高齢者やその支援に関わる者を対象に、高齢期のうつについての正しい知識を普及啓発することにより、高齢者が生きがいのある活動的な暮らしをすることや前向きな気持ちで生きていくことを目指し、実施する。	開催回数	1 参加者数	71
7 介護支援ボランティア制度	高齢者が介護保険施設等において行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、本人の申し出により、貯めたポイントを転換交付金として本人へ交付する。高齢者の社会参加を促進するとともに、健康保持や介護予防を推進する。	登録施設数	121 登録者数	104
8 越谷きらきらポイント	スマートフォンの健康アプチ（脳にいいアプリ）を活用し、高齢者の生きがい対策・フレイル予防の推進及びデジタルデバイド解消を目指す。	登録者数		1,291

(3)生活支援体制整備事業について

少子高齢化に伴う介護の担い手不足等の課題を受け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民が担い手として参加する住民主体の活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築するなど、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

○当市で実施している生活支援体制整備事業のイメージ



＜地域支え合い会議の流れ＞

- ① 参加者が事業の趣旨を理解し、地域の実情を把握
 - ② 社協サポートのもと、地域の目標を設定
 - ③ 設定した目標に向けて、何が必要かを考える。
 - ④ 目標に向けた具体的な準備（施設予約等は社協が担う）
 - ⑤ 目標（イベント開催など）達成



○各地区の活動状況



桜井地区
掃除や草取り、買い物代行など、
簡単な生活支援サービスを、ボラ
ンティアにより実施する仕組みを
作る。

荻島地区
交通不便地域への買い物支援に関する取組みについて協議し、民間の移動スーパーが地区の高齢者宅等を訪問し、移動販売を実施するようになる。



(4)在宅医療・介護連携の推進について

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とする事業で、具体的には、下記の事業を実施している。

【市町村が実施する事業】

- 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 医療・介護関係者の情報共有支援
- 医療・介護関係者の研修

※厚生労働省「地域支援事業実施要綱」より

【事業のイメージ】

在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
(※)在宅医療を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受け入れの実施）
 - ・訪問看護事業所・薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
 - ・介護サービス事業所（入浴・排せつ・食事等の介護の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



【本市における在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組み】

地域の医療・介護の資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所一覧の市ホームページ掲載、窓口配布 ・HPに関係団体へのリンク先掲示 ・連携窓口用のHP開設 市民向けページを改訂した。(R5.4～) 専門職向けページを改訂した。(R6.4～) ・埼玉県立大学への再委託による実態調査 (R2) 越谷市内の医療機関、薬局、介護事業所等を対象に医療・介護体制と連携に関する実態調査を実施した。
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進協議会を設置 (事務局:地域共生推進課) (会議実施回数) 令和3年度: 2回 令和4年度: 2回 令和5年度: 2回 ・関係団体へのアンケートの実施
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援ベッド (在宅療養患者の急変時の入院先を確保するもの。市医師会により実施し、R3～市補助金を活用) (利用回数) 令和3年度: 7回 令和4年度: 7回 令和5年度: 8回 ・入退院支援ルール、あんしんセットの作成と検討 (R3完成、R4～施行、R5.8改訂) 利用状況に関するアンケートの実施 (R4、R6)
在宅医療・介護連携に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療と介護の連携窓口」の設置 (相談件数) 令和3年度: 223件 令和4年度: 275件 令和5年度: 324件
地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療や介護サービスに関する講座、講演会の開催 (実施回数) 令和3年度: 1回、計 72名参加 令和4年度: 14回、計 544名参加 令和5年度: 12回、計 377名参加 ・ACP普及啓発講師人材バンク登録制度 (R3～新規) 市民からACPに関する座談会等の依頼があった際に、講演をしていただける医師の登録制度。(県補助事業) (実施回数) 令和3年度: 5回、計 57名参加(登録医師 6名) 令和4年度: 13回、計 466名参加(登録医師 7名) 令和5年度: 8回、計 312名参加(登録医師 6名)
医療・介護関係者の情報共有の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTによる情報共有 (MCS) 活用 MCS事例検討会及び操作説明会(H30.6.11) MCS事例検討会 (R5.8.28) ・連携窓口便り発行 (毎月)
医療・介護関係者の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種研修の実施 (実施回数) 令和3年度: 42回、計 1,418名参加 令和4年度: 15回、計 640名参加 令和5年度: 12回、計 547名参加

【全体を通した成果と見えてきた課題】

※在宅医療を進めていくために必要な4つの柱を軸に検討

① 入退院支援

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市入退院支援ルールを作成した。 ・ルール策定後、内容や周知に関するアンケートを実施することができた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の実施、冊子の配布、集団指導の活用、市ホームページへの掲載等、様々な媒体を利用し、周知しているが、知らない専門職もいて、周知方法の検討が必要である。 ・作成だけで終わりではなく、状況に合わせた見直しを行う。

② 日常療養生活支援

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんセットの普及啓発のためのチラシに加え、緊急連絡先が記入できるカード型の啓発物を作成し、周知した。 ・連携窓口便りを通じて、連携窓口の活動や業務を周知することができた。 ・多職種協働研修が増加し、研修内容も充実した。 ・研修の実施方法を内容や社会情勢により、オンラインと対面を使い分けて実施し、参加しやすいように工夫した。 ・ICTによる情報共有(MCS)の活用について、普及啓発に関する研修を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働研修の参加者の偏りも見えて、新規の参加者が少ない。 ・連携窓口の活用に関して、専門職への周知がさらに必要である。 ・MCSの活用について、更なる普及啓発が必要である。

③ 急変時の対応

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・救急情報提供書を作成した。(関係課: 救急課、地域医療課、市立病院、地域包括ケア課、介護保険課等) ・専門職向けの研修を救急課が担当し、救急の現状等について理解を深めた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・救急情報提供書の更なる普及啓発 ・引き続き、専門職向けの研修で「急変時の対応」について実施していく。

④ 看取り

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招き、市民向けに講演会を実施。在宅医療や看取りについて、市民目線の内容から好評を得て、理解を深めた。 ・ACP普及啓発講師人材バンク登録制度が開始されたことにより、自治会やサロン等の小さな単位で市民向けに講座を実施することができた。 ・専門職向け研修で看取りを実際に実施している専門職を講師に迎え、研修を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、専門職とともに、人生会議(ACP)の更なる普及啓発の実施 ・市民からの講座の依頼が増えているが、人材バンク登録制度の登録医師や連携窓口職員だけで実施していくことが困難になっている。

【今後の取組について】

(1) 入退院支援ルール、あんしんセットのさらなる周知と内容の見直し

●入退院支援ルール、あんしんセットに関するアンケートの実施

市内の病院、有床診療所、居宅介護支援事業所、訪問看護、地域包括支援センターにアンケートを実施。

●入退院支援ルールの意見交換会を実施

入退院支援ルールの作成に携わっていた医療関係者、介護関係者、連携窓口で、入退院支援に関する意見交換会を実施。



入退院支援ルール冊子の改訂、あんしんセットの周知物の見直しの実施



(2) 人生会議 (ACP: アドバンス・ケア・プランニング) の普及

●専門職向けの研修の実施(年1回以上)

ACP 普及啓発のために、専門職の理解が必要であるため、年1回以上は実施するように研修計画を立てている。

●ACP の市民向け講座のさらなる充実

- ・ACP 普及啓発講師人材バンク登録制度について、医師以外の専門職の登録を進めるために、登録の要件の整理を行っている。(令和6年度中に実施)
- ・市民向けの講座について、地域による偏りがないように開催場所も検討していく。



(5)認知症施策の推進について

1. 令和5年度の認知症施策について

(1) 認知症の人に対する正しい理解の促進

①市民に分かりやすい情報の発信

i) 越谷市認知症支援ガイドブック

- ✓ 毎年、医療機関一覧の更新、ご本人の想いや助けになる情報を追加
 - ✓ 地域包括支援センター等での相談対応時の情報提供として活用
- <周知先>
- ◆ 広報紙、市公式HP、公共施設、
 - ◆ 市内医療機関（認知症専門外来及びもの忘れ相談医にはガイドブック配架を依頼）
 - ◆ 歯科医療機関、薬局
 - ◆ 介護保険事業所
 - ◆ 認知症サポートスキルアップ講座受講者など

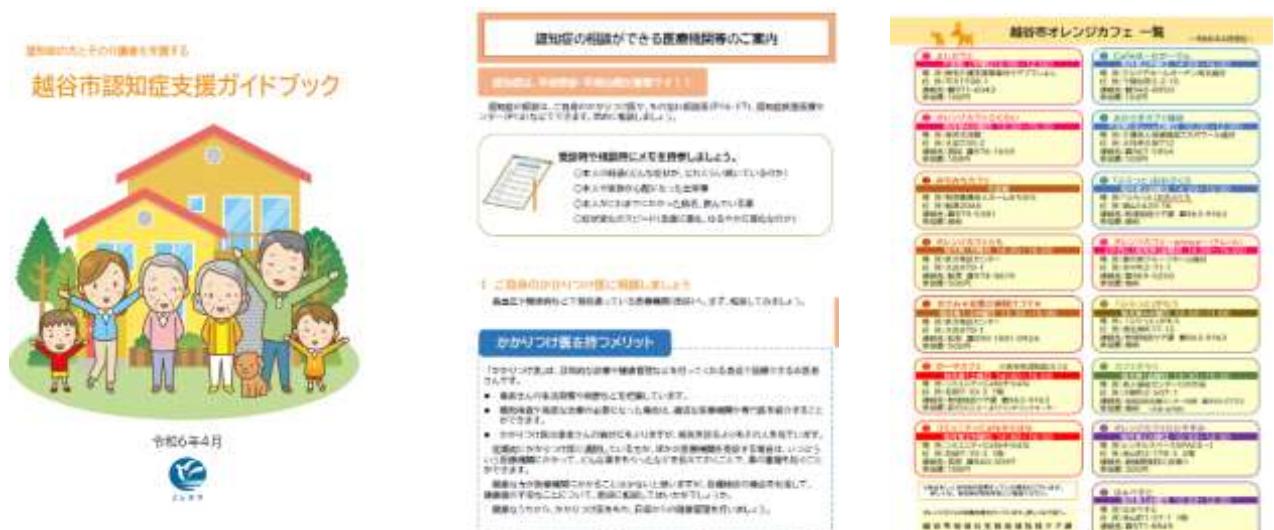
ii) 認知症スクリーニング事業

- ✓ 越谷市公式ホームページ上に「認知症簡易チェックサイト」を掲載

<実施状況>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症簡易チェックサイト 総アクセス数	15,042件	13,360件	12,826件

〈越谷市認知症支援ガイドブック〉



iii) 認知症予防体験セミナー

- ✓ 「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(令和2年度包括連携協定事業者)」と共に、認知症予防のためのプログラムの体験（音読・なぞり書きなどの学習や、座ったままでできるストレッチ、有酸素運動等）を令和5年度も実施
- ✓ 令和5年3月から「朝日生命保険相互会社(令和5年度包括連携協定事業者)」と共に、生活習慣病と認知症予防セミナーを開催

＜実施状況＞

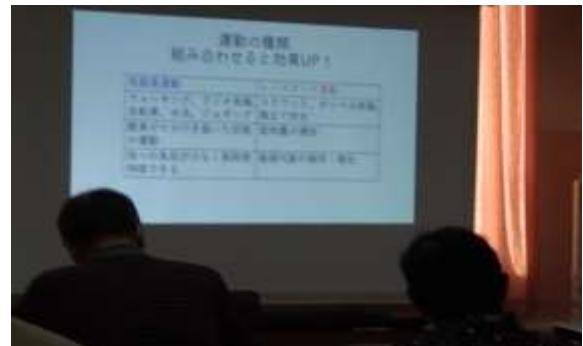
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症予防体験セミナー参加人数	46人	56人	65人
生活習慣病・認知症予防セミナー人数	－	－	46人

＜令和6年度の取組＞

1. 「認知症支援ガイドブック（令和6年4月発行分）」
 - ① 令和6年1月に施行された認知症基本法の内容を記載
 - ② 相談できる医療機関のうち訪問歯科対応が可能な歯科医院の記載
 - ③ オレンジカフェの一覧では、市内地図を利用し見える化
2. 認知症予防に関するセミナー開催（連携協定を結んでいる企業と共同でセミナーを開催）
 - ① あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と共に、「認知症予防体験セミナー」（6/21開催）
 - ② 朝日生命保険相互会社と共に、「生活習慣病・認知症予防セミナー」

〈あいおいニッセイ同和損害保険会社のセミナー〉

〈朝日生命保険相互会社のセミナー〉



② 認知症サポーター養成の推進

i) 認知症サポーター養成講座

<対象>

- ✓ 越谷市地域包括支援センターのキャラバンメイトを中心に講座実施
- ✓ 地域の金融機関等の企業向け
- ✓ 市内小中学校の児童生徒を含めた市民向け

<実施状況>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成数 年間 (累計人数)	2,596人 (46,124人)	3,330人 (49,454人)	3,378人 (53,832人)

ii) 認知症サポータースキルアップ講座(入門編・上級編)

	入門編	上級編
対象	認知症サポーター養成講座受講済みの方	認知症サポータースキルアップ講座 入門編の受講済みの方
内容	認知症の人への具体的な対応などの実践方法について	専門家による講義 ボランティアの心得について

<実施状況>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スキルアップ講座 ～入門編～	回数	3回	5回
	受講者	67名	95名
スキルアップ講座 ～上級編～	回数	1回	1回
	受講者	43名	36名
			29名

<令和6年度の取組>

1. 認知症サポーター養成講座

- ①認知症基本法を受けて、認知症地域支援推進員会議で講座のテキストの見直しの検討。
- ②市民や学校の教育機関、企業などの従業員向けなどに講座を実施

2. 認知症スキルアップ講座

- ①認知症サポーター養成講座の翌月に入門編の講座が案内できるように日程の見直し
- ②ボランティアに結び付くように、上級編の講座内容を見直し・検討

〈認知症サポーター養成講座の様子〉



〈認知症サポーター養成講座上級編〉



(2) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

① オレンジカフェの設置

〈令和5年度実施状況〉

- ✓ 認知症地域支援推進員を中心に、立ち上げや活動への支援
- ✓ 認知症サポーターを中心としたカフェを開催
- ✓ オレンジカフェ開催団体交流会（推進員とカフェ運営者を対象）を開催
- ✓ オレンジカフェを実施する団体に対する補助金の交付

〈実施状況〉

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オレンジカフェ補助金助成団体数	1件	2件	5件
オレンジカフェ開催団体交流会	回数	一	1回
	人数	—	27人
オレンジカフェ設置数	12か所	16か所	18か所

〈オレンジカフェの様子〉



② 認知症サポーター活動(チームオレンジ)の促進

【登録団体】

1. オレンジカフェとも
2. ふらっとおおぶくろ（オレンジカフェ）
3. ふらっとがもう（オレンジカフェ）

〈令和6年度の取組〉

1. オレンジカフェの設置

- ① 補助金助成内容の見直し検討
- ② オレンジカフェの立ち上げにつながるよう、認知症のスキルアップ講座上級編やオレンジカフェ開催団体交流会の実施

2. 認知症サポーター活動（チームオレンジ）の促進

- ① 認知症当事者もチームオレンジの一員として参加（認知症の人の社会参加）できるよう支援
- ② 地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーター支援を結びつける

(3) 認知症の人の意思を尊重した社会参加支援

① 若年性認知症の人の支援

- ✓ 若年性認知症向けオレンジカフェ「がーやカフェ」を開催（令和3年度から）
 - ✓ 埼玉県オレンジ大使をピアソーター（同じ立場の相談役）として活動協力
 - ✓ 若年性認知症の本人やその家族による情報交換、レクリエーション活動の実施
- 〈実施状況〉

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「がーやカフェ」開催回数	4回	12回	11回
参加者	60名	145名	153人

② 本人ミーティング

- ✓ 認知症の本人が集い、本人同士が主となって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちでよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を話し合う場
- ✓ 若年性認知症向けオレンジカフェ「がーやカフェ」、本人が希望や現在取り組んでいることなどを参加者と情報共有
- ✓ その家族も本人の気持ちや思いを確認するだけでなく、家族自身も希望や取り組みたいことを家族同士で共有

〈実施状況〉

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人ミーティング	開催回数	-	1回
	参加人数	-	5人

〈令和6年度の取組〉

1.若年性認知症の人の支援

- ① 埼玉県オレンジ大使がピアソーターとして活動してもらうよう協力依頼
- ② 若年性認知症カフェ「がーやカフェ」を開催の継続
- ③ 埼玉県若年性認知症コーディネーターと連携し、就労や社会参加など、必要な支援

2.本人ミーティング

- ① オレンジカフェなどで本人から発信された意見などを認知症月間の展示などで紹介
- ② 県オレンジ大使や当事者の声が市民等に届くように講座の開催

(4) 認知症の早期診断と早期対応の促進

① 認知症に対する支援体制の推進

i) 認知症初期集中支援推進事業

- ✓ 専門医を含めたチームで検討することで問題を明確化
- ✓ 導き出した支援方針に基づいた集中的な支援の実施
- ✓ 本人・家族にアプローチを図り、関係性の構築により、状況変化に対して対応した
- ✓ チームによる支援が終了後も、地域包括支援センターや居宅のケアマネジャーによる継続した支援に繋げた

<実施状況>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チームによる支援件数	4 件	1 件	2 件

〈令和5年度 支援事例〉

項目	事例1	事例2
対象者	A 氏 80歳代 女性	B 氏 70歳代 女性
家族構成	長男と同居	独居
相談者	A 氏と別居している長女、民生委員	市内在住の弟
相談者からの 相談内容	認知症が進んでおり、徘徊している。 受診はしていないため、診断なし。	被害妄想 医療機関受診なく、診断もなし。
チーム員活動の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・包括内で協議し、ケア課へ報告 ・医師を含めたチーム員会議 ・本人の受診拒否が強かったため、チーム員の医師が訪問し、内服などをすることの説明をする ・医療保険デイケアの利用開始 ・通所サービスの拒否 ・要介護認定がされ、小規模多機能居宅介護サービスの利用へ ・包括からケアマネへバトンタッチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・B 氏を訪問するが困ったことはないと拒否 ・拒否していた B 氏から市役所へ相談の入電があり、包括へ相談するよう案内。B 氏から包括へ入電 ・包括内で協議し、チーム員会議の実施へ ・遠方の姉から受診を促すこと、オレンジカフェの参加、弟には介護者サロンの紹介の方針へ ・包括が定期的な訪問の実施から、受診・診断となり、内服開始 ・通帳の紛失などあり、成年後見制度利用を開始予定 ・B 氏が倒れ、入院
終結にあたって 包括からの学び・感想	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の介入による家族や地域住民の安心につながった ・担当ケアマネが困った時も包括や市と連携が取れる相談体制が取れた 	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係ができ、包括へ相談したい、受診したい、内服もしたいと変化していった ・本人の困りごとを軽減することができれば妄想も落ち着く

② 認知症地域支援推進員

i) 認知症ケアに携わる多職種協働研修

- ✓ 市内の医療・介護等の関係者を対象にした研修会を開催

＜実施状況＞

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講 師	認知症疾患医療センター 武里病院 医療相談室長 小平 敦之氏	越谷市医療と介護の連携窓口 野上 めぐみ氏	埼玉県オレンジ大使 中村ふみ氏 (株)福祉の街 ふくしの まち大袋 武井 大明氏
内 容	認知症初期集中支援チーム の活動について	認知症ケアにおけるACP～ チームで関わる意思決定支援	「ご本人の声を聴けてい ますか？～認知症の人の 社会参加～」
参加者	104名 ※オンライン開催	59名 ※会場開催	69名 ※会場開催

ii) 地域の実情に応じた相談支援

- ✓ 市及び地域包括支援センター12か所に推進員を配置
- ✓ 認知症施策に関する共有・検討を目的に、推進員で構成される会議を計6回開催
- ✓ 認知症初期集中支援事業の認知度を居宅介護事業所に向けアンケート調査※の実施

※居宅介護事業所へのアンケート結果

1. 担当ケースでの認知症を理由に対応に困る事例について (n=44)

→居宅介護事業所のケアマネの90%が認知症対応で困っていることが分かった

2. 認知症の支援事業「認知症初期集中支援チーム」について(n=44)

→約75%の認知症初期集中支援チームについて知られていない

3. 対応に困った時、「認知症初期支援チーム」の利用について(n=44)

→61%のケアマネが利用してみたいと意見があった

〈認知症地域支援推進員(市と包括12カ所)で行った内容〉



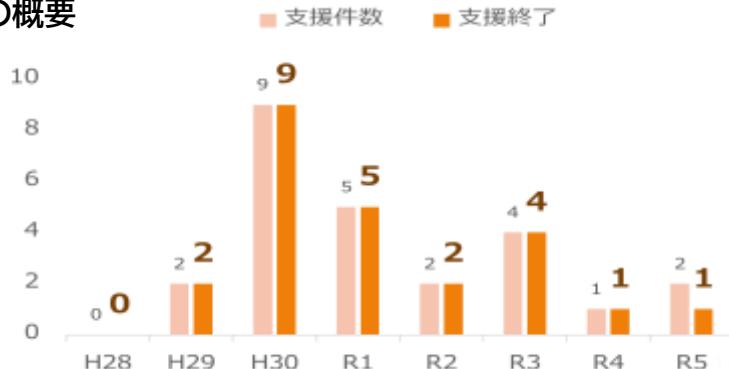
＜令和6年度の取組＞

認知症地域支援推進員 (※エントランス棟を使用)

- ① 認知症初期集中支援チーム活動を居宅介護事業所で活用できるように検討をしていく
- ② 認知症の日に連携協定を結んでいる朝日生命相互会社と催しを行う(※)
- ③ オレンジカフェ団体と交流会の実施(※)

【参考資料】 認知症初期集中支援の実績 (H29～R5 年度の初期中支援チーム介入当時の実績)

■ 支援事例の概要



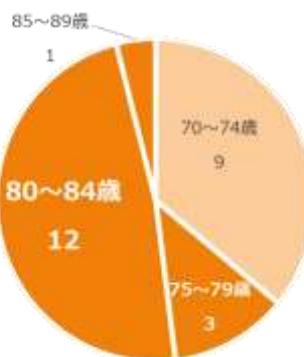
■ 性別

3人に1人が女性



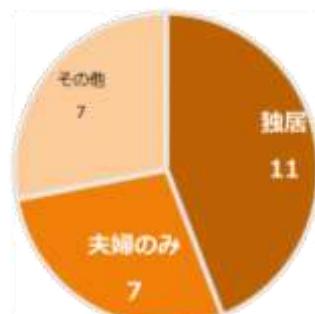
■ 年齢層

6割が 75 歳以上の高齢者



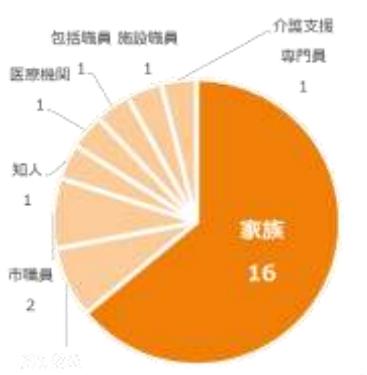
■ 世帯状況

4割が独居世帯



■ 相談者

3件中2件が家族から相談



■ 受診状況(介入前)

半数近くが受診していない



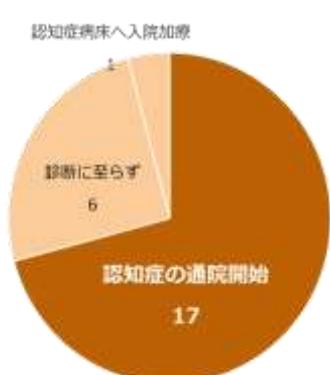
■ 介護サービス利用状況(介入前)

5 件中 4 件が未申請



■ 受診状況(介入後)

認知症の通院へつながる



■ 介護サービス利用状況(介入後)

半数以上が介護申請につながる



参 考

- ・越谷市地域包括ケア推進協議会条例
- ・越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

○越谷市地域包括ケア推進協議会条例

平成27年6月30日

条例第40号

改正 平成27年12月21日条例第48号

令和2年12月16日条例第41号

(設置)

第1条 地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、市長の附属機関として、越谷市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 在宅医療・介護連携推進に関する事項
- (2) 認知症施策推進に関する事項
- (3) その他地域包括ケアに関する事項

2 協議会は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療関係従事者
- (2) 介護関係従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域共生部地域共生推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成27年条例第48号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

平成12年5月31日

告示第109号

改正 平成15年4月18日告示第115号

平成17年5月31日告示第143号

平成18年3月31日告示第98号

平成18年5月30日告示第176号

平成19年3月30日告示第122号

平成21年6月26日告示第191号

平成22年3月29日告示第101号

平成23年3月31日告示第120号

平成24年3月29日告示第117号

平成28年3月30日告示第129号

平成31年3月11日告示第67号

(目的等)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、市長が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員（以

下「委員」という。)の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

(2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。

(2) 団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

(3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

(4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱（平成10年12月1日決裁）の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

(5) 複数の審議会等（市長以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。）において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、3機関までとする。

(6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。

(3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。

(4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなつた場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 応募資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任時期及び任期
- (5) 申し込み方法及び申し込み期限
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 会議において、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮つて行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書（第1号様式）を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

(公開の方法)

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

（会議開催の公表）

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ（第2号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

（会議録の作成）

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

（会議開催結果の公表）

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果（第3号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

(委員情報の登録)

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システムに必要情報を登録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第115号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年告示第143号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表に男女共同参画苦情処理委員の項を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第98号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第176号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に公募により選任される委員について適用する。

附 則（平成19年告示第122号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第191号）

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第101号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第120号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第117号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第129号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第2条関係）

対象外となる審議会等

審議会等名称
広報・広聴専門委員
福祉保健オンブズパーソン
男女共同参画苦情処理委員